

## 【自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項】

### 1 販売機の仕様

#### (1) 大きさ

設置面積(放熱余地・転倒防止板・使用済み容器回収ボックス設置部分を含む)は、物件調書の【設置場所 平面図】に示す設置範囲に収まる貸付面積以内の大きさとし、高さ2メートル以内、重量約600キログラム以下とすること。

#### (2) デザイン

ア 障がい者等の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザインとすること。

イ 施設の内装と調和するデザインとすること。

#### (3) 災害救援ベンダー

災害発生時に、貸付人が飲料の提供を必要と判断した場合には、借受人が所有する自動販売機内全ての飲料を無償で提供すること。

#### (4) 販売品目の条件

ア 販売品目は清涼飲料水とし、酒などアルコール類やタバコの販売は行なわないこと。

イ 形態は、缶、瓶、ペットボトルで、密閉式容器に入った飲料水の販売とする。

なお、カップ抽出式飲料、紙パックなどその他の形態による販売は行なわないこと。

ウ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

#### (5) 利用者への配慮事項

1,000 円紙幣が使用できること。

#### (6) 環境対策

販売機は「ノンフロン対応機・ヒートポンプ機」とすること。

#### (7) 空容器の回収箱

ア 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台につき缶・瓶用及びペットボトル用各1個以上の割合かつ貸付面積を超えない範囲で、貸付人の指定する場所に設置する。

イ 素材はプラスチック製とする。外観色は周辺環境に配慮したものとする。

ウ 回収箱は空容器の分別が可能なものとし、外観から容易に内容物を視認できる形状のものとする。また、容積は回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、70L程度のゴミ袋で対応可能なものとする。

エ 使用済み容器は、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて借受人が適切に回収し処理すること。

### 2 管理運営上の遵守事項

#### (1) 設置

ア 自動販売機の設置にあたっては、安全対策としてJIS規格及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行なうこと。

イ 電気料金を計測するための子メーター(計量法により検定したもので検定有効期間内のもの)を、借受人の負担により設置すること。

#### (2) 安全対策

ア 「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

イ 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自動販売機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

#### (3) 管理運営

ア 借受人は、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、売上金の回収や釣り銭の補充など金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに自動販売機内部、外観及びその

周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務(以下、「フルオペレーション業務」という。)を行ない、商品については、常に消費期限に注意し、適切な在庫と補充管理を行なうこと。

- イ 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、借受人の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、設置工事後、すみやかに合志市の確認を受けること。工事は電気関係法令を遵守して施工すること。
- ウ 回収箱の空容器は、借受人の責任で適切に回収し、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を万全に行ない、回収ボックスから使用済み容器が漏れたりすることのないよう、適切な維持管理を行なうこと。
- エ 商品の搬入、廃棄物の搬出等を行なう時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- オ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情などについては、借受人の責任において対応するとともに、自動販売機本体に、販売管理会社の名称及び故障時の連絡先を明記し、文字が見えない、見えづらいなどないよう点検を行なうこと。
- カ 自動販売機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。
- キ 貸付期間満了又は契約解除により、自動販売機を撤去した場合には、借受人の負担のもと原状回復を行ない、合志市の確認を受けること。